

決済用普通預金

(2023年1月4日)

1. 商品名	決済用普通預金
2. ご利用いただける方	○個人、法人及び法人格のない団体のお客さま
3. お預入期間	○定めはございません。
4. お預入方法 (1)お預入方法 (2)お預入金額 (3)お預入単位	○随時お預入いただけます。(ATMでのお預け入れも可能です。) ○1円以上 ○1円単位
5. 払戻方法	○随時払い戻します。(キャッシュカードによるATMでの払戻しも可能です。)
6. 利息	○付利しません。
7. 手数料	○キャッシュカードによる取引は、ご利用時間・お取引内容に応じてご利用手数料がかかる場合があります。詳しくは当行ホームページにて「手数料一覧」の「ATM利用手数料」の欄をご覧ください。
8. 付加できる解約に関する事項	○定めはございません。
9. 中途解約時のお取扱い	○定めはございません。
10. 付加できる特約事項	○公共料金等の自動支払い及び給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りが可能です。 ○総合口座通帳をご利用の個人のお客さまについては、総合口座取引規定に基づき当座貸越のお取扱いが可能です。 (定期預金を担保とする場合、貸越限度額は担保定期預金の90%以内で最高300万円、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率になります。)
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	○一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ※お取引についてのトラブル等は、上記ADR機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用が可能です。金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、行政庁が指定・監督する中立・公正な紛争解決機関(金融ADR機関)が関与して、その迅速・簡便・柔軟な解決を図る制度のことで、
12. その他参考となる事項	○総合口座取引は、個人のお客さま1人1口座に限定させていただきます。 ○この預金は、預金保険制度による全額保護の対象となります。 ○口座開設時および「決済用普通預金」・「普通預金」相互間の切替時には、「決済用普通預金に関する特約書」をご提出いただきます。(印紙税200円をご負担いただきます。〈国、地方公共団体、非課税法人を除く〉) ○預金種目は「普通預金」となりますので、ATMでのお取引、お振込、自動

	支払い、自動受取り等の際は「普通預金」としてご利用(ご指定)ください。
--	-------------------------------------

「決済用普通預金」・「普通預金」相互間の切替えのお取扱い

(1)「普通預金」から「決済用普通預金」への切替え

1. ご利用いただける方	○普通預金または総合口座普通預金をご利用のお客様
2. 通帳	○既存の普通預金通帳または総合口座通帳を使用させていただきます。 (「決済用普通預金」の文言を表示します。)
3. キャッシュカード	○既存の普通預金キャッシュカードを使用させていただきます。
4. 切替時期	○申込受付時に切替えます。
5. 利息精算方法	○次回元加日に精算させていただきます。

(2)「決済用普通預金」から「普通預金」への切替え

1. ご利用いただける方	○決済用普通預金または総合口座決済用普通預金をご利用のお客様
2. 通帳	○切替時に新通帳へ繰越させていただきます。
3. キャッシュカード	○既存の決済用普通預金キャッシュカードを使用させていただきます。
4. 切替時期	○申込受付時に切替えます。